田口会計事務所ニュース　11 月号

今回のテーマ：民法の改正における取扱い

民法の改正について、確認してみましょう。

1.　相続法改正の内容

民法の相続について規定した「相続法」は、昭和 55 年に改正された後、大きな改正は行われていませんでしたが、平成 30 年 7 月に大きく改正されました。①自筆証書遺言に添付する財産も目録の作成がパソコンで可能（平成 31 年 1 月 13 日施行）、②預貯金の払戻し制度の創設（令和元年 7 月 1 日施行）、③遺留分制度の見直し（令和元年 7 月 1 日施行）、④被相続人の介護や看病で貢献した親族は金銭要求が可能（令和元年 7 月 1 日施行）、⑤配偶者居住権の創設（令和 2 年 4 月 1 日施行）、⑥法務局で自筆証書による遺言書の保管可能（令和 2 年 7 月 10 日施行）など大きく見直されています。

2.　税務上の取扱い

遺留分制度の見直し

改正前民法の遺留分については、減殺請求によって当然に遺留分権利者に所有権等の権利が帰属する物件的効果が生ずるとされていたため、遺贈又は贈与の目的財産は受遺者または受贈者と遺留分権利者との共有状態になることが多くありました。そして、受遺者又は受贈者と遺留分権利者は共有関係の解消をめぐって新たな紛争も生じていました。このようなことを回避するため、遺留分権利者及びその承継人は、受遺者（特定財産承継遺言により財産を承継し又は相続分の指定を受けた相続人を含む。）又は受贈者に対し遺留分侵害額に相当する金銭の支払を請求することができることになりました（民法代 1046 条第 1 項）。

これにより、受遺者と遺留分権利者の合意により金銭の支払いに代えて相続財産である不動産等の分与が行われた場合は、代物弁済として譲渡所得の課税対象となります。

遺留分侵害額　4,000　万円

受遺者

遺留分権利者

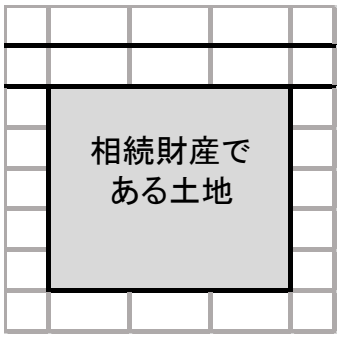

金銭に代えて土地（4,000 万円）を分与

→4,000 万円で譲渡したことになる。

4,000 万円で取得したことになる。